

一般社団法人 栃木県L P ガス協会定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人栃木県L P ガス協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を栃木県宇都宮市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、液化石油ガスの公益性に鑑み、保安に関する調査研究、技術の指導及び防災活動等必要な事業を行い、取引の適正化に努め、もって業界の安定かつ健全な発展に寄与し、公共の安全と福祉の増進に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 液化石油ガスに関する保安教育及び調査研究
- (2) 液化石油ガスに関する保安啓発及び消費者相談並びに指導事業
- (3) 関係官庁及び関係団体との協力及び連絡調整並びに委託事業の実施
- (4) 液化石油ガスに関する災害防止のための相互協力体制の整備
- (5) 会員の福利厚生に関する事業
- (6) 本法人が賛同する他団体への支援
- (7) その他本法人の目的達成に必要な事業

第3章 会 員

(法人の構成員)

第5条 この法人は、次の個人、又は法人をもって構成する。

(1) 正会員 「高圧ガス保安法」又は「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」に基づく、許可若しくは登録を受け又は届出をした者で、本法人に入会した個人又は法人

(2) 賛助会員 この法人の目的及び事業に賛同して入会した個人又は法人
2 前項の会員のうち、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下、「一般法人法」という。）上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 この法人の会員になろうとする者は、別に定めるところにより申込みをし、会長の承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 会員は、別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他、除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を1年以上履行しなかったとき。
- (2) 総社員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

2 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金は、これを返還しない。

第4章 総 会

(構成)

第11条 総会は、すべての社員をもって構成する。

2 第1項の総会をもって一般法人法上の社員総会とする。

3 総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。

(権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任

- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後3か月以内に開催するほか、臨時総会は必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

第15条 総社員の議決権の5分の1以上の議決権を有する社員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第16条 総会の議長は、当該総会において正会員の中から選出する。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他、法令で定められた事項

(議決権の代理行使)

第19条 社員は、委任状その他の代理権を証明する書面を会長に提出して、代理人によって議決権を行使することができる。この場合において、前条の規定の適用については、その社員は出席したものとみなす。

(議事録)

第20条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び総会で選出された議事録署名人は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員の設定)

第21条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 30名以上40名以内

(2) 監事 3名以内

2 理事のうち1名を会長とし、会長以外の理事のうち若干名を副会長、1名を専務理事、1名を常務理事とする。

3 会長は一般法人法上の代表理事とし、専務理事及び常務理事は同法上の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第22条 理事及び代表理事並びに監事は、社員総会の決議によって選任及び選定するものとする。

2 会長は、本一般社団法人の代表理事とし、副会長、専務理事、常務理事は、理事の中から社員総会の決議により選任するものとする。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を統括し、専務理事及び常務理事は、この法人の業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐する。

4 会長及び専務理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のも

のに関する定時総会の終結の時までとする。

2 会長の任期は、前任の会長から引き継いだ残存期間（以下「残存期間」という。）を除き、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、残存期間を除き、連続して6年を限度とする。

3 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

4 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の了する時までとする。

5 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員解任）

第26条 理事及び代表理事並びに監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

（報酬等）

第27条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

（顧問、相談役及び参与）

第28条 この法人に、相談役、顧問及び参与をそれぞれ置くことができる。

2 相談役、顧問及び参与は、理事会の承認を経て会長が委嘱する。

3 顧問、相談役及び参与は、この法人の重要な事項について会長の諮問に応ずる。

4 顧問、相談役及び参与の報酬は無償とし、常勤となった場合には、別に定める報酬を支給することができる。

第6章 理事会

（構成）

第29条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

（権限）

第30条 理事会は、次の職務を行う。

（1）この法人の業務執行の決定

（2）理事の職務の執行の監督

(招集)

第31条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

(決議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 当協会理事会の議事録に署名し、又は記名押印しなければならない者は当該理事会に出席した代表理事とする。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第34条 この法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事業計画及び収支予算)

第35条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第36条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第2号及び第3号の書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 貸借対照表

(3) 損益計算書(正味財産増減計算書)

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の分配)

第37条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第8章 部 会

第38条 この法人の事業を円滑に運営するため部会を設置する。

2 部会の名称及び運営に関しての必要な事項は、理事会において定める。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第39条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第40条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第41条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第42条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見えやすい場所に掲示する方法により行う。

第11章 補 則

(委任)

第43条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。以下「整備法」という。）第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団

法人の設立の登記の日から施行する。

2 この法人の最初の会長は、須田安禰とする。

3 整備法第121条第1項において読み替えて準用する整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第34条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

この改正規定は平成25年4月1日から施行する。

この改正規定は平成26年5月27日から施行する。